

○八王子市ブックスタート事業実施要綱

平成20年4月1日施行

改正 平成25年8月26日

改正 平成26年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和3年10月18日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、地域の赤ちゃんに本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援するブックスタート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、赤ちゃんが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業は、満3か月を超え、満6か月に達しない乳児（以下「乳児」という。）を対象者とする。

(実施場所)

第3条 この事業の実施場所は、大横保健福祉センター等で行う乳幼児健康診査会場とする。

(事業内容)

第4条 この事業は、乳幼児健康診査時の幼児に対して、絵本の読み聞かせとわらべうたの実演を行い、乳児に絵本、わらべうたDVD、子育てに役立つ情報冊子等の入ったブックスタートパックを贈る。

(ボランティア)

第5条 この事業を実施するため、次に掲げる要件を満たす者をブックスタートボランティア（以下「ボランティア」という。）として登録する。

(1) 赤ちゃんと本に愛情のある者とする。

(2) 八王子市に在住し、継続的に活動できる18歳以上の者とする。

(実施体制)

第6条 この事業は、図書館、保健福祉センター、子ども家庭支援センターが子育て支援に連携し、ボランティアと協働して実施する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する。